

役場組織の機構改革（案）に関するご意見と町の考え方

ご意見の内容	ご意見に対する大台町の考え方
<p>(7) 「宮川総合支所」の廃止 「荻原出張所」の設置について</p> <p>地方自治法 155 条で設置された宮川総合支所の「支所処務規定」の職務範囲について、大台町条例を提示し「出張所」変更後の住民サービスに不利益が発生しないか確認致します。</p>	<p>宮川総合支所の事務分掌については、大台町支所及び出張所条例施行規則（平成 18 年大台町規則第 6 号）第 3 条別表において、主なものとして次の事務が規定されています。</p> <p>町民室 （総務課・企画課関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文書の收受及び発送に関すること。 ・公印の官守に関すること。 ・所管区域の区長及び連絡員に関すること。 ・真手地域総合センターに関すること。 <p>（税務課関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・税務関係の諸証明及び収納に関すること。 ・納税相談に関すること。 <p>（町民福祉課関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民の応接、案内に関すること。 ・窓口事務の受付及び諸証明の交付に関すること。 ・印鑑登録に関すること。 <p>（健康ほけん課関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健衛生の受付事務に関すること。 ・国民健康保険事業（保健指導に関することを除く。）の受付事務に関すること。 ・国民年金及び福祉年金の受付事務に関すること。 <p>地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 155 条第 1 項に規定する「支所」とは、市区町村の全部事務を執行するものであって、現在の宮川総合支所の体制としては、法が規定する「支所」の要件を満たしていないことから、今回の機構改革において現状に即し「出張所」として位置づけるものです。</p> <p>なお、「宮川総合支所 町民室」の人員体制については「荻原出張所」と位置づけた後も、サービスの低下を招くことが無い様、現状の人員体制を</p>

<p>同法 4 条にも職域地区の住民サービスに地域間格差を生じさせない必要性を規定しています。</p> <p>「出張所」への変更が全所の職員削減とリンクするのか、また変更後の経費縮小の予定見込も確認致します。</p> <p>また、大規模災害に対する備えとして「宮川総合支所」を分所とし常駐する職員の確保は避難誘導の迅速化や被害情報の確認等でも即時対応が可能と考えます。</p>	<p>当分の間維持する予定です。</p> <p>地方自治法第 4 条に規定する「事務所」とは、主たる事務所のことであり、都道府県庁、市役所、区役所、町村役場をいいます。当町においては、大台町役場の位置を定める条例（平成 18 年大台町条例第 1 号）で、役場の位置は三重県多気郡大台町佐原 750 番地と定められています。</p> <p>今回の機構改革で「宮川総合支所」を廃止し、「荻原出張所」と位置づけることは、地方自治法第 155 条第 1 項の規定と、現状の体制を踏まえ整理をするものであり、職員数削減や経費削減を主たる目的とするものではありません。</p> <p>大規模災害に対する備えとしては、風水害又は震災の規模に応じた配備基準などを定める大台町災害対策本部規程（平成 27 年大台町訓令第 1 号）において、宮川地域の警戒体制を取ることであり、有事の際には非常体制への移行により、支所・出張所の職員を適宜増員し情報収集や関係機関との調整などの対応に当たる計画となっています。</p> <p>災害発生初期において、限られた職員数で住民の避難誘導や被害現場の確認等を実施することは現実的には非常に困難であり、自助・共助を基本としつつ、警察、消防（団）、自主防災組織（自治区）、福祉関係機関などとの連携により対応することが必要であると考えています。</p>
--	--

その意味でも(5) 森林課の移転も再考が必要であり、提携する「宮川森林組合」が隣接する支所勤務の方が職務遂行上利便性があると考えます。指示命令系統は推進される行政 DX にて機能され、本所にて一体性を確保するとの理由に整合性はないと考えます。

森林組合は、森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき、森林所有者の経済的、社会的地位の向上、並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進を図ることを目的として設立された協同組織です。

森林が町の面積の 93%を占める当町において、森林組合が担う役割は非常に大きいと考えていますが、近年において、森林の整備は、森林保全や地球温暖化対策への関心の高まり等により、NPO や企業等の多様な主体が参画するようになってきていることから、「森林課」を本庁へ移転し、各課との情報共有や連携を強化しながら、森林整備等に取り組んでいきたいと考えています。

なお、「宮川森林組合」との連携については、電話、FAX、メール、オンライン会議等を用いることで、これまでと同様の連携が確保できるものと考えています。